

あずま・中央統合保育園の運営条件

あずま・中央統合保育園の運営にあたり、原則として、あずま保育園と中央保育園の保育を引き継ぐものとし、利用者の利便性向上に資すると考えられるものを除くほか、以下の条件を求めます。

1 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を基本とすること。

2 開園時間

曜日	保育必要時間	通常保育時間	延長保育時間
月曜～	保育標準時間	午前8時00分～午後7時00分	午前7時30分～午前8時00分
土曜	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分	午前7時30分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時00分

3 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

4 給食

(1) 給食は、自園調理方式とすること（調理業務を委託実施することは可能）。

「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付衛食第85号別添厚生省生活衛生局長通知）」を参考に調理を行うこと。

(2) アレルギー体質の園児に配慮した給食を実施すること。

(3) 食育に積極的に取り組むこと。

5 通常保育以外の保育事業

事業名	内 容
延長保育	保護者の就労等により、通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合に、午後7時まで（月曜～土曜）保育を行う。
特別支援保育	心身に障害のある児童を、保護者の就労等により保育が必要な場合に、保育を行う。 また、定員に空きのある場合に限り、保護者が就労していなくても、特別利用保育として障害のある児童（3歳以上児のみ）に保育を行う。
一時保育	①緊急保育サービス 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭等により、家庭で保育ができないとき。月14日までの利用とする。 ②非定型的保育サービス 保護者の就労形態（労働・職業訓練・就学等）により、家庭で保育ができないとき。月14日までの利用とする。 ③私的理由による保育サービス ボランティア活動やサークル活動等への参加のほか、上記以外の理由で保護者の方の育児に伴う負担を解消するため、月2日までの利用とする。

6 定員（入所児童数）

統合・民営化対象施設の児童数（令和7年度末）を受入可能な定員とします。なお、令和4年度末の入所児童数合計は214人となっています。

・令和4年度実績

単位：人

	定員	児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	時点
あずま 保育園	126	99	0	10	17	23	20	29	年度当初
		105	0	12	18	24	19	32	年度末
中 央 保育園	130	107	2	16	18	24	26	21	年度当初
		109	3	18	18	24	25	21	年度末
計	256	206	2	26	35	47	46	50	年度当初
		214	3	30	36	48	44	53	年度末

ただし、現状においては、過去の児童数の推移を考慮すると0歳児の入所が少なくなっていること、3歳児と4歳児の児童数が逆転しており、今後変動が生じる可能性があることから、あずま・中央統合保育園の事業開始時（令和8年度4月）の入所児童数は、以下のとおり推計します。以上を踏まえた定員設定としてください。

・令和7年度推計

単位：人

	児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和4年度末	214	3	30	36	48	44	53
令和7年度推計	240	6	30	36	50	58	60

7 苦情処理

保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会を設置すること。

8 第三者評価

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、事業開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、その後も定期的かつ継続的に第三者評価を受けること。

9 地域との連携

地域との関わりを大切にし、近隣住民や地元自治会、関係団体等との連携に努めること。

10 官民の保育所の協議の場の設置

新施設の事業開始後、選定事業者及び市で構成する協議会を定期的を開催し、連絡・連携を密にし、保育内容等について話し合い、研修や交流等を通じて情報交換し、学び合う機会を設けることで、地区・市全体の保育サービスの質の向上を図るものとします。

11 運営委員会の設置

選定事業者が社会福祉法人又は学校法人以外の法人である場合は、社会福祉事業について知識、経験を有する者、保護者の代表者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること。

12 保護者の費用負担

- (1) 延長保育料については、「江南市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）」の規定による額を標準として定めること。

（参考）

保育標準時間（円/月）

利用区分	保育料
午前7時30分から午前8時	500円

保育短時間（円/月）

利用区分	保育料
午前7時30分から午前8時	500円
午後4時から午後5時	1,000円
午後4時から午後6時	2,000円
午前4時から午後7時	3,000円

- (2) 3歳以上児の給食費は、以下の額を標準として定めること。

5,450円/月（主食費950円、副食費4,500円）

- (3) 新たに保護者に費用を求める場合は、事前に市に報告の上、保護者への説明を行い、理解を求めること。

13 職員配置について

保育士1人に対する園児数（職員配置基準）及び(1)～(4)の条件を満たすこと。

- (1) 施設長（園長）

以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 認可保育所、認定こども園及び幼稚園での施設長経験があること。

イ 認可保育所、認定こども園及び幼稚園における、保育士、幼稚園教諭としての勤務経験が10年以上であること。

- (2) 主任保育士

保育士資格を有し、認可保育所又は認定こども園において、3歳未満児の担任経験を含み、十分な勤務経験を有すること。

- (3) 保育士

保育士資格を有すること。認可保育所又は認定こども園での十分な勤務経験が

ある者の確保に努めること。

(4) その他

ア 経験年数や年齢等の職員構成のバランスに考慮すること。

イ 勤務シフトや休暇制度、その他福利厚生など、職員の事務負担の軽減や勤務しやすい環境づくりに努めること。

職員配置基準（令和5年度現在）

	基準
施設長	必置（1人）
主任保育士	—
保育士	0歳児 3人
※保育士1人あたりに	1・2歳児 6人
対する児童数	3歳児 20人
	4歳児以上 30人
嘱託医	必置
看護師	—
栄養士	—
調理員等	配置（3人）